

日本レコード協会 使用料規程【抜粋】

(令和3年10月1日実施)

第7節 婚礼等の演出又は撮影を目的とするレコード及びレコード実演の利用

専ら特定かつ単一の結婚式、披露宴、結婚パーティー等（以下「婚礼等」という。）を演出し又は撮影することを目的として、下表に定める利用方法によりレコード又はレコード実演を録音又は送信可能化する場合の使用料は、それぞれの1又は2により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

利用方法	具体的利用態様	該当例
音声演出	婚礼等において演奏することを専らの目的とする録音物の制作	披露宴・結婚パーティーを演出するためのBGM用録音物等の制作
映像演出	婚礼等において上映することを専らの目的とする録画物（静止画の録画物を含む）の制作及び当該録画物の婚礼会場等へのダウンロード又はストリーム配信	新郎新婦のプロフィールビデオ、エンディングビデオなどの制作、当該ビデオの婚礼会場への配信等
婚礼撮影	婚礼等の模様の撮影、録画物の制作、及び撮影した映像の婚礼関係者へのダウンロード又はストリーム配信	披露宴・結婚パーティーの撮影、ビデオなどの制作、親族・婚礼出席者等に対する映像配信等

(利用方法に関する備考)

- ① 映像演出のための録画物の配信は、映像演出用の録画物の提供に代えて、婚礼等において上映することを専らの目的として、ご両家その他婚礼等の主催者、婚礼会場など一定範囲の者に対して行う配信に限る。
- ② 婚礼撮影のための配信は、婚礼記録用の録画物の提供に代えて、親族・婚礼出席者など当該婚礼等に関係を有する一定範囲の者に向けて行う配信に限る。
- ③ 映像演出・婚礼撮影のためのストリーム配信（受信先の記憶装置に複製せずに利用させる配信の形式）の配信期間は、いずれも配信開始から起算して6か月間に限る。

1 包括的利用許諾契約を結ぶ場合

次の①又は②のうちいずれかとする。

- ① 1利用単位（同一の利用方法により制作する複製物1個、当該複製物のダウンロード配信回数1回、又はストリーム配信先アカウント1個（ただし、婚礼撮影において映像を自動公衆送信装置に入力する方法によるストリーム配信を行う場合にあっては、配信元アカウント1個とする。）をいう。以下同じ。）あたり、1曲3,000円
- ② 利用方法の種別ごとに、利用単位数及び利用曲数に応じ下表に定める金額

(ア) 利用方法の種別が音声演出又は映像演出の場合

利用曲数 利用単位数	5曲まで	5曲を超える場合
3利用単位まで	7,500円	利用曲数5曲までを増すごとに、7,500円を加算して得た額
3利用単位を超える場合	3利用単位までを増すごとに、7,500円を加算して得た額	利用曲数5曲又は3利用単位までを増すごとに、それぞれ7,500円を加算して得た額

(イ) 利用方法の種別が婚礼撮影の場合

利用曲数 利用単位数	5曲まで	5曲を超える場合
3利用単位まで	7,500円	15,000円
3利用単位を超える場合	3利用単位までを増すごとに、7,500円を加算して得た額	3利用単位までを増すごとに、15,000円を加算して得た額

2 包括的利用許諾契約によらない場合

1利用単位あたり、1曲5,000円とする。

(本節の備考)

営利を目的とせず本節に定める利用を行う個人について、本協会が包括的利用許諾契約によらない場合の各規定を適用するにあたっては、利用状況等を参酌し、当該規定の範囲内で使用料を決定することができる。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、「第7節 婚礼等の演出又は撮影を目的とするレコード及びレコード実演の利用」の規定（ただし、送信可能化に関する規定箇所は除く。）については、平成29年4月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、「第7節 婚礼等の演出又は撮影を目的とするレコード及びレコード実演の利用」の規定における送信可能化に関する規定箇所については、令和2年7月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、「第7節 婚礼等の演出又は撮影を目的とするレコード及びレコード実演の利用」の規定については、令和3年10月1日から実施する。